



子ども・子育て支援の事業展開

第4章 子ども・子育て支援の事業展開

本計画は、第4章において子ども・子育て支援法に基づく事業展開と、第5章において次世代育成支援対策推進法に基づく施策展開を体系的に記載しています。

第4章では、基本理念を実現するための基本目標の一つである「ゆとりと愛情をもって子育てができる環境づくり」の中で事業を推進します。以降、各事業の具体的な確保策等を記載しています。

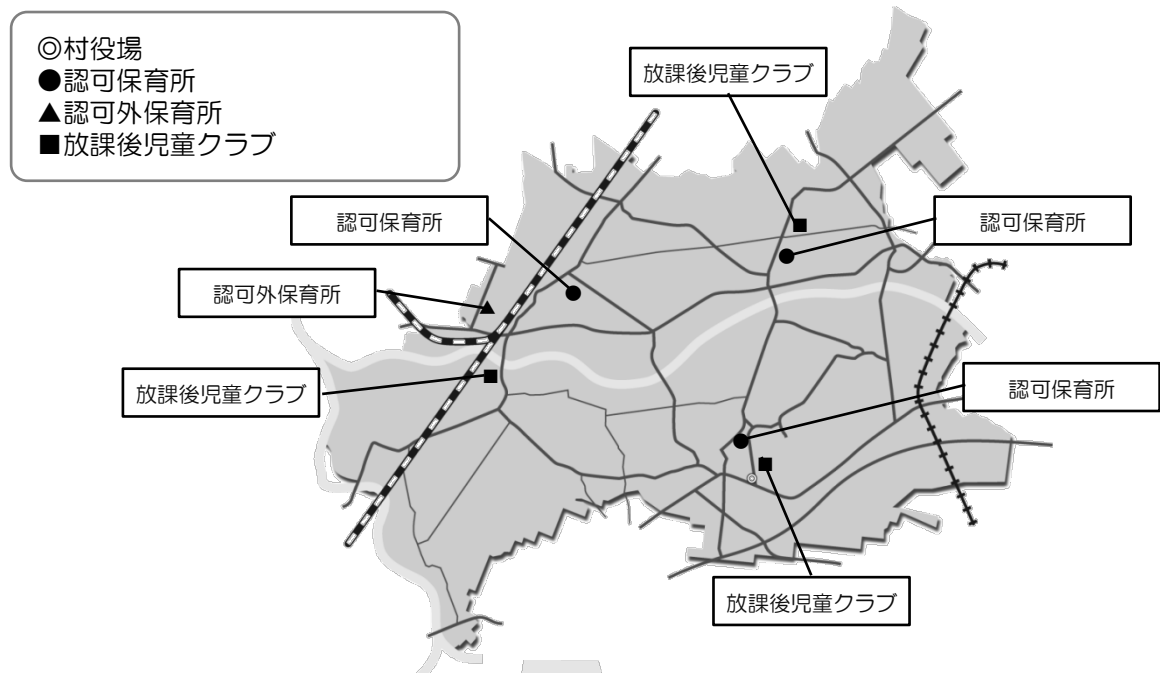
1 教育・保育事業等の提供区域

本村では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や、教育・保育事業の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定しました。これと同時に当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることや、地域子育て支援事業の提供区域についても検討した結果、**各提供区域を1区域**としました。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

- ①本村の子ども人口は0～5歳が347人（平成26年4月1日現在）と少ないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって教育・保育事業を整備し運営できる人口規模でないこと。
- ②村内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用している現状や送迎サービスにより広域利用の可能な教育・保育事業と、各地域の実情に応じて必要な地域型保育事業を区分けして整備が可能であること。
- ③地域子ども・子育て支援事業においても、地域の子どもの人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。
- ④新制度においても近隣自治体の保育施設の利用が可能であり、現に子育て家庭の5.4%が村外の保育施設を利用していること。

図4.1 田舎館村子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

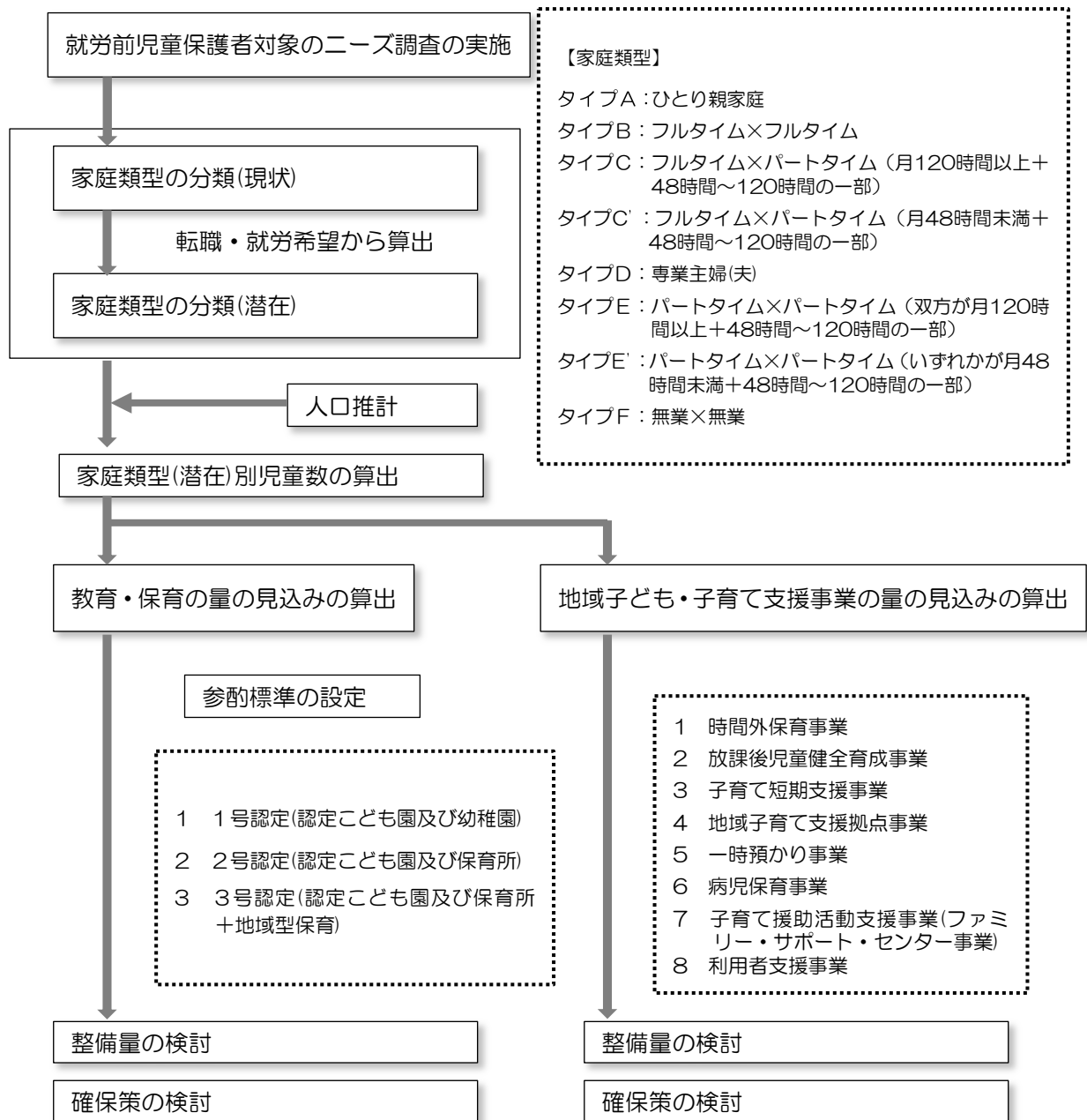


2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本村の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

図4.2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

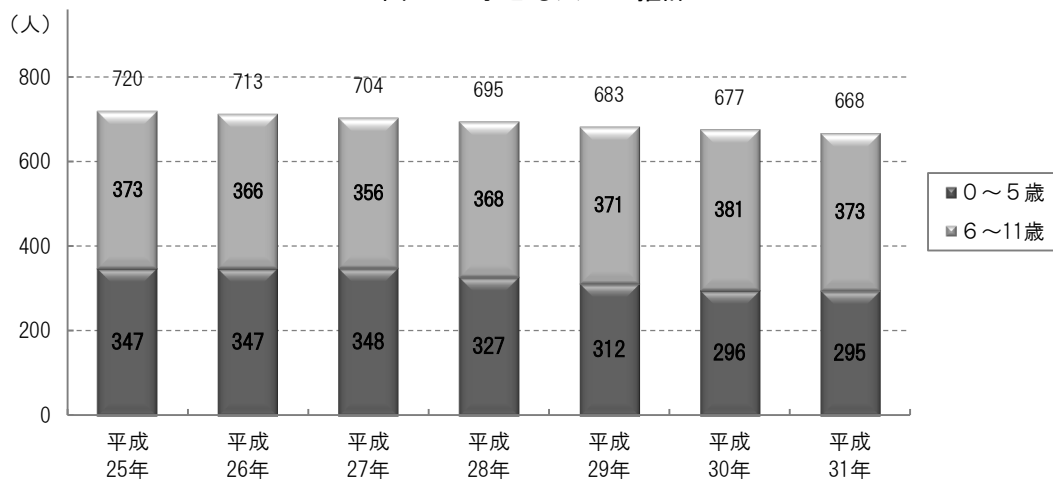
本村の子ども人口の推計について、0～5歳では平成25年の347人から平成31年には295人と推計され、52人（15.0%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においては平成25年の373人から平成31年にも373人と推計され、横ばいと予測されています。

表4.1 子ども人口の推計

	平成25年 (人)	平成26年 (人)	平成27年 (人)	平成28年 (人)	平成29年 (人)	平成30年 (人)	平成31年 (人)
0～11歳	720	713	704	695	683	677	668
0歳	43	62	49	47	45	43	42
1歳	60	41	52	50	48	46	44
2歳	64	59	47	55	53	51	49
3歳	73	67	64	48	56	54	52
4歳	47	68	64	63	47	55	53
5歳	60	50	72	64	63	47	55
0～5歳	347	347	348	327	312	296	295
6歳	58	61	49	75	67	66	50
7歳	56	57	62	49	75	67	66
8歳	64	57	58	62	49	75	67
9歳	64	64	57	59	63	50	76
10歳	64	64	65	57	59	63	50
11歳	67	63	65	66	58	60	64
6～11歳	373	366	356	368	371	381	373

資料：住民基本台帳からセンサス変化率法による推計（各年4月1日）

図4.3 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出

家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

表4.2 児童（0～5歳）の家庭類型（現状・潜在）の割合

家庭類型	説明	現状 (%)	潜在 (%)
タイプA	ひとり親家庭	7.6	7.6
タイプB	フルタイム×フルタイム	57.3	61.4
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+48時間～120時間の一部)	20.5	23.4
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月48時間未満+48時間～120時間の一部)	1.8	1.2
タイプD	専業主婦(夫)	11.7	6.4
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+48時間～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月48時間未満+48時間～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	1.2	0.0

そして、平成27～31年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

表4.3 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合 (%)	平成27年度 (人)	平成28年度 (人)	平成29年度 (人)	平成30年度 (人)	平成31年度 (人)
タイプA	7.6	27	25	24	23	22
タイプB	61.4	214	201	191	182	181
タイプC	23.4	81	76	73	69	69
タイプC'	1.2	4	4	4	3	4
タイプD	6.4	22	21	20	19	19
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	348	327	312	296	295

(4) 教育・保育事業のニーズ量見込み

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本村に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みは以下のとおりです。

表4.4 本村に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み

		村内に居住する児童			
		1号(人)	2号(人)	3号(人)	
平成27年度	必要利用者数(①)	2	188	125	
	提供体制(②)	施設型給付	0	160	100
		地域型保育給付			0
		認可外(地方単独)	0	35	30
		確認を受けない幼稚園	0		
	②-①	▲2	7	5	
平成28年度	必要利用者数(①)	2	165	128	
	提供体制(②)	施設型給付	10	150	100
		地域型保育給付			0
		認可外(地方単独)	0	35	30
		確認を受けない幼稚園	0		
	②-①	8	20	2	
平成29年度	必要利用者数(①)	2	156	124	
	提供体制(②)	施設型給付	10	150	100
		地域型保育給付			0
		認可外(地方単独)	0	35	30
		確認を受けない幼稚園	0		
	②-①	8	29	6	
平成30年度	必要利用者数(①)	2	147	119	
	提供体制(②)	施設型給付	10	150	100
		地域型保育給付			0
		認可外(地方単独)	0	35	30
		確認を受けない幼稚園	0		
	②-①	8	38	11	
平成31年度	必要利用者数(①)	2	151	114	
	提供体制(②)	施設型給付	10	150	100
		地域型保育給付			0
		認可外(地方単独)	0	35	30
		確認を受けない幼稚園	0		
	②-①	8	34	16	

(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本村に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは以下のとおりです。

表4.5 本村に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み

	単位	実績	見込	推計				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援事業	か所	0	0	0	0	0	0	0
時間外保育事業	人	0	0	81	76	72	69	68
放課後児童健全育成事業	人	110	105	180	190	193	202	191
小学1～3年生	人	110	105	120	132	135	147	130
小学4～6年生	人	0	0	60	58	58	55	61
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	人回	0	0	138	142	137	131	126
一時預かり事業	人日	203	200	782	698	662	625	635
ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）	人日	0	0	0	0	0	0	0
病児保育事業（緊サポ含む）	人日	0	0	335	315	301	285	284
妊婦健康診査	人	60	60	60	60	60	60	60
乳児家庭全戸訪問事業	人	60	60	60	60	60	60	60
養育支援訪問事業	人	5	5	5	5	5	5	5

3 施設型事業

(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

現状と課題

- 本村では、現在実施していません。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「幼稚園」は1.0%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「幼稚園をつくってほしい。」、「3年制の幼稚園（送迎付き）があれば良いと思います。」という要望がありました。

今後の方策

<平成27～31年度>

- 平成28年度に村内の認可保育所1か所が認定こども園へ移行予定のため、教育に対するニーズにも対応します。

表4.6 教育施設の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数	0	4	4	4	4	4
1号認定	0	2	2	2	2	2
2号認定	0	2	2	2	2	2
②提供量	0	0	10	10	10	10
村内施設	0	0	10	10	10	10
村外施設	0	0	0	0	0	0
差異（②－①）	0	▲4	6	6	6	6

(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。また、地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業の総称です。

現状と課題

- 現在、認可保育所3か所、認可外保育所1か所で保育事業を実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認可保育所」は83.8%、「事業所内保育施設」は0.5%の利用があります。また、「認定こども園」の利用はありませんでした。なお、本村では「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」は実施していないため、利用がありませんでした。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「保育園の先生方にはとてもお世話になっています。製作やお歌など、保育園で子どもも楽しく過ごせています。」という意見がある一方、「保育所における保育者が少ないと思う。全クラスに2人の保育者体制で、目がいき届くようにしてほしい。」という要望もありました。

今後の方策

<平成27～31年度>

- 平成28年度には認可保育所の1か所が認定こども園に移行する予定です。今後は、認定こども園も含め、提供量を確保できる見込みです。また、保育の質の向上に取り組み、より充実した保育環境の提供を図ります。

表4.7 保育施設の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数	293	311	291	278	264	263
2号認定	165	186	163	154	145	149
3号認定	128	125	128	124	119	114
0歳	30	30	30	30	30	30
1・2歳	98	95	98	94	89	84
②提供量	293	325	315	315	315	315
村内施設	273	325	315	315	315	315
村外施設	20	0	0	0	0	0
差異（②－①）	0	14	24	37	51	52

(3) 認定こども園【再掲】

認定こども園とは、認可幼稚園と認可保育所が併設されており、教育・保育を一体的に行う県の認定を受けた施設です。幼稚園と保育所の両方の良さをあわせもっており、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

また、認定こども園には地域における子育て支援の場が用意された施設でもあることから、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などを利用することができます。

現状と課題

- ニーズ調査結果から「認定こども園」の利用はありませんでした。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「幼稚園がないので、認定こども園があればいいと思う。」という要望がありました。

今後の方策

<平成27～31年度>

- 平成28年度に村内の認可保育所1か所が認定こども園へ移行予定のため、教育に対するニーズにも対応します。

表4.8 認定こども園の年度別見込量と提供量【再掲】

	実績 (人)	推 計 (人)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数	0	92	92	92	92	92
1号認定	0	2	2	2	2	2
2号認定	0	40	40	40	40	40
3号認定	0	50	50	50	50	50
0歳	0	10	10	10	10	10
1・2歳	0	40	40	40	40	40
②提供量	0	0	92	92	92	92
村内施設	0	0	92	92	92	92
村外施設	0	0	0	0	0	0
差異 (②-①)	0	▲92	0	0	0	0

4 地域型保育給付事業

(1) 小規模保育事業

国が定める基準に適合し、市町村の認可を受けた施設において、満3歳未満の子どもを、少人数（6～19名以下）単位で預かる事業です。しかし、本村では現在実施していない事業です。

今後の方策

〇ニーズ調査からは対象となる自由意見もないことから、今後の児童数の推移や需要の状況に応じて、対応を検討していきます。

(2) 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。しかし、本村では現在実施していない事業です。

今後の方策

〇ニーズ調査からは対象となる自由意見もないことから、今後の児童数の推移や需要の状況に応じて、対応を検討していきます。

(3) 事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営し、周辺に在住している子どもの受け入れも行う保育施設です。しかし、本村では現在実施していない事業です。

今後の方策

〇ニーズ調査結果をみると事業所内保育事業の利用割合は0.5%と少数となっており、ニーズ調査からは対象となる自由意見もないことから、今後の児童数の推移や需要の状況に応じて、近隣市町村と連携を図るなど対応を検討していきます。

(4) 居宅訪問型保育事業

保護者が何らかの理由により保育が困難になった場合、障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などへの対応で、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業です。しかし、本村では現在実施していない事業です。

今後の方策

〇ニーズ調査からは対象となる自由意見もないことから、今後の児童数の推移や需要の状況に応じて、対応を検討していきます。

5 相談支援事業

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。しかし、本村では現在実施していない事業です。

今後の方策

○地域子育て支援拠点事業の実施を検討しており、そのなかでの相談業務等で対応を検討します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は1.0%、「その他自治体で実施している類似の事業」は0.5%の利用があります。
○ニーズ調査の自由意見をみると、「田舎館村内に支援センターがあるといいなと思う。気軽に通える開放的で機能的なセンターがあれば理想的。」という同類の要望が多くありました。

今後の方策

<平成27～31年度>

○子育て家庭の孤立を防ぐためにも、乳幼児と保護者の交流の場が必要であることから、各事業者と事業実施に向けて検討していきます。

表4.9 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と提供量

	実績(人回)	推計(人回)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	0	138	142	137	131	126
②提供量	0	0	142	137	131	126
差異(②-①)	0	▲138	0	0	0	0

6 訪問系事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

- 地区担当保健師が生後早期に電話連絡し、育児相談実施後、すべての家庭を訪問しています。児の体重増加不良等で経過観察の必要な場合は再訪問を行っています。長期の里帰り、生後4か月以内に訪問できないケースが年間1～2名いる年もありますが、乳児健診で確認しています。
- 家庭訪問時に、出生届出の際に渡している「いなかだてすくすくファイル」内の資料を使い、子どもがどのように発達・発育していくのか、見通しをもって育児していけるように支援しています。
- 身体的・精神的不安が強いような産婦には、①育児支援チェックリスト、②エジンバラ産後うつ病質問票、③赤ちゃんへの気持ち質問票等のアンケート調査を実施し、必要に応じて保健師が再訪問等で継続支援を行います。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「定期的な訪問などで、予防接種の確認や病気の状態の相談などが出来れば助かります。」という要望がありました。

今後の方策

<平成27～31年度>

- 今後も地区担当保健師による全戸訪問事業を継続し、保護者が子どもの発達・発育過程を理解することで、子育てが楽しくなっていくよう支援していきます。

表4.10 乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	60	60	60	60	60	60
②提供量	60	60	60	60	60	60
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

(2) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

- 療育支援が特に必要と思われる家庭については、地区担当保健師が関係機関につなげたり、訪問して対応している現状です。
- 母親に精神科疾患があったり、子どもに発達障害が疑われて育てにくさがあるケースが、年間1～2件あります。ニーズは多くはないと思われませんが、定期的に頻回に支援者が関わる仕組みづくりが今後必要と思われます。
- ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

今後の方策

<平成27～31年度>

○乳児家庭全戸訪問事業との連携を図りながら、今後も事業を継続していきます。

表4.11 養育支援訪問事業の年度別見込量と提供量

	実績 (人)	推 計 (人)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	5	5	5	5	5	5
②提供量	5	5	5	5	5	5
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

7 通所系事業

(1) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。しかし、本村では現在実施していない事業です。

今後の方策

〇ニーズ調査からは対象となる自由意見もないことから、今後の児童数の推移や需要の状況に応じて、対応を検討していきます。

(2) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現状と課題

- 〇ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり（保育所等）」は1.4%、「幼稚園の預かり保育」は1.0%の利用があります。
- 〇ニーズ調査の自由意見をみると、「長い時間預けられる所（一時預かり）が近くにあると助かる。保育園に入れていないので、急な用事ができた時などにあるといいのにな、と思う。」という要望がありました。

今後の方策

<平成27～31年度>

〇村内全園での預かり保育ができるよう、各事業者と協議し充実を図ります。

表4.12 一時預かり事業の年度別見込量と提供量

	実績（人日）	推 計（人日）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	203	782	698	662	625	635
②提供量	203	782	698	662	625	635
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

(3) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

〇ニーズ調査の自由意見をみると、「日、祝祭日に子どもを預ってくれる場所がほしい。」という同類の要望が多くありました。

今後の方策

<平成27～31年度>

〇時間外保育の実施について村内の各保育所と実施に向けて協議します。

表4.13 時間外保育事業の年度別見込量と提供量

	実績 (人)	推 計 (人)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	0	81	76	72	69	68
②提供量	0	0	76	72	69	68
差異 (②-①)	0	▲81	0	0	0	0

(4) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。しかし、本村では現在実施していない事業です。

今後の方策

〇ニーズ調査結果からは需要がみられるものの、現状、医療機関との連携も難しく、実施困難な状況にあることから、近隣市町との連携を図るなど対応を検討していきます。

(5) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

〇ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、就学前児童では小学校低学年のうちは57.8%、高学年のうちは26.7%が「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望しています。小学校児童ではそれぞれ19.0%、6.8%が利用を希望しています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「放課後児童クラブで預かってくれる時間をもう少しのばしてほしい。」という同類の要望が多くありました。

現状と課題

<平成27～31年度>

○小学校高学年の利用見込みがあることから、平成27年度から高学年の受け入れができるよう体制を整備します。

表4.14 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	110	180	190	193	202	191
小学1～3年生	110	120	132	135	147	130
小学4～6年生	0	60	58	58	55	61
②提供量	110	180	190	193	202	191
小学1～3年生	110	120	132	135	147	130
小学4～6年生	0	60	58	58	55	61
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

8 その他事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。しかし、本村では現在実施していない事業です。

現状と課題

○今後は、児童数の推移や需要の動向をみながら、近隣市町と連携を図り対応を検討します。

(2) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

- 妊娠届出書を提出した際に、一人当たり14回分の受診票を交付します。多胎妊婦へは、平成26年度から7回分追加交付しています。
- ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

今後の方策

<平成27～31年度>

- 今後も対象者への啓発を行い、定期的な受診をすすめます。

表4.15 妊婦健康診査の年度別見込量

	実績（人）	推計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間実利用者数	60	60	60	60	60	60

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現状と課題

<平成27～31年度>

○今後の動向等をみながら、事業の実施について検討を行います。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

現状と課題

<平成27～31年度>

○今後の動向等をみながら、事業の実施について検討を行います。



次世代育成支援の施策展開

第5章 次世代育成支援の施策展開

次世代育成支援対策は、平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 10 年間に於いて田舎館村次世代育成支援対策推進行動計画（前期・後期計画）が推進されてきました。

本計画においても、後期計画と同じ基本理念を引き継ぐこととし、その実現に向けて同様の 3 つの基本目標のもとで関連施策を評価して見直しを行いました。次頁以降において各施策と関連事業を改訂した具体的な推進策等を記載しています。

基本目標Ⅰ ゆとりと愛情をもって子育てができる環境づくり

基本目標Ⅱ 次代を担う若者を育てる人づくり

基本目標Ⅲ 家族みんなが安心して暮らせるまちづくり

基本目標Ⅰ ゆとりと愛情をもって子育てができる環境づくり

施策1 安心して妊娠・出産できるための支援

(1) 健康管理の指導

現状と課題

- 母親になろうとしている人や、最初の子どもを育てることは不安が大きいものです。近年では子育て中の親を身近で見たり、乳幼児にふれる機会のないまま親になる人が増えており、妊娠、出産、子育てに関し正確で迅速な情報提供が求められています。
- また現在では、医療の進歩などにより、妊産婦や新生児、乳幼児の死亡率は低くなっていますが、低体重児の出生が増加傾向にあり、出生率は県平均を大きく上回っています。
- より安全な妊娠・出産を支援していくために流・早産や低体重児などに影響を及ぼすとされる喫煙や飲酒への対策が重要になります。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
1	妊娠届・母子保健手帳交付及び窓口指導（喫煙指導も含む）	妊娠届・母子健康手帳交付時に、関連する制度の説明や出産・子育てに関することなど、保健師が一人ひとり保健指導を行い、情報提供を行います。また、低体重、流・早産などの防止のため、妊婦連絡票を用いて窓口指導を強化するとともに、家族に対しては訪問活動等を通じて分煙等の働きかけをします。	A	厚生課
2	妊婦訪問指導	妊婦連絡票の活用を図りながらお一層の妊産婦・保健指導の強化を図り、対象者への訪問指導にあたります。	A	厚生課
3	妊婦委託健康診査	妊娠期の健康管理及び異常の早期発見に努めるなど、周産期死亡の減少を図ります。	A	厚生課
4	母子健康管理指導事項連絡カード	職業をもつ妊婦が全体の8割弱となっており、母性の健康管理は「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用促進により、適切な対応など事業所等に働きかけをします。	E	厚生課
5	子育て広場・子育て相談	子育て広場・子育て相談を開催し、妊娠・出産の不安解消に努めます。また、来庁できない人のために電話での相談を受け付けます。	F	厚生課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

施策2 子育ての不安や負担の軽減

(1) 子育て広場等の充実

現状と課題

○近年は、身近な人たちから情報を得る機会が減少し、地域における連帯感の希薄化やマスコミからの情報やインターネットを活用した情報など、育児情報がはん濫し、子育てに様々な不安を抱えているといわれています。また働く女性が増加し、その女性の多くにとって仕事と家事・子育ての両立は大きな負担となっています。

○父親の子育てへの積極的な参加や、地域みんなが子育て中の家族を支援する意識づくりなど、子育ての不安や負担の軽減を図ることが求められています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
6	子育て広場・子育て相談	子育て広場・子育て相談を開催し、妊娠・出産の不安解消に努めます。また、来庁できない人のために電話での相談を受け付けます。	F	厚生課
7	保育所での子育て相談	育児のノウハウを蓄積している保育所を活用し、育児不安の解消や子育ての指導などのテーマを設定し、出前講座の開催等支援を実施します。	B	教育課
8	子育てホッとランド事業	母と子のふれあいや遊びを通し、楽しく育児ができるように支援するとともに、母親の育児不安の解消を図るための場を提供します。	E	厚生課
9	母親クラブ	地域の母親に児童の余暇指導、健康、栄養、社会生活訓練等に関する正しい知識を与えることによって、児童の健全な育成を図ります。	F	住民課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

(2) 乳幼児健康診査の実施

現状と課題

○乳幼児の疾患や障がいの早期発見と早期療育のため、発育の段階に応じた健康診査を実施するとともに、保護者の不安や悩みの解消を図ることが求められています。

○健康診査と同様に歯の健康は乳幼児期のみならず、生涯を通じた生活の質の向上につながることから、歯科保健の充実を図ります。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
10	新生児・乳幼児訪問指導	生後4か月までの乳児に対し保健師が今後の育児について訪問指導を行います。	A	厚生課
11	乳児一般委託健康診査	乳児一般委託健康診査受診票を発行し、一般健康診査の助成を村独自事業として実施し、乳幼児の健康管理に努めています。	A	厚生課
12	乳幼児健康診査の充実	3・4か月児、1歳児、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	A	厚生課
13	予防接種	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん（はしか）、風しん、日本脳炎、水痘、Hib、肺炎球菌、結核の発生及びまん延を防止するため、主に乳幼児を対象として定期予防接種を実施します。	A	厚生課
14	幼児歯科指導	1歳6か月児、3歳児健診時に歯科検診を同時実施し、村独自に2歳6か月児に歯科医院での歯科検診・歯科指導・フッ素塗布の受診券を交付しています。また、歯科衛生士によるブラッシング指導を個別に実施しています。正しい歯みがき方法の習慣づけと食育に関する知識の普及に努め、生活習慣病の予防を図ります。	A	厚生課
15	離乳食教室	7か月児相談として実施し、7か月児の発達学習、離乳食講習会、試食を行い、将来の生活習慣病等の予防に努めます。	A	厚生課
16	食育の推進	乳幼児期から食事の取り方や望ましい食習慣の定着と、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、食に関する十分な学習機会の提供に努めます。	A	厚生課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

（3）子育てにおける手当・助成

現状と課題

- 子育て家庭にとって、精神的な負担感のほかに養育費や医療費、教育費などの経済的な負担感も大きくなっています。このことは、近年の出生率低下の要因の一つになっています。
- 妊娠から出産、乳幼児の健診や医療費、さらには保育料の軽減や要保護・準要保護児童生徒に対する就学費用の軽減など、引き続き子育て家庭への経済的負担の軽減が求められています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
17	児童手当	児童手当制度は、中学校卒業までの児童を養育している人に支給することにより、生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。	A	住民課
18	保育料の軽減	保育所入所家庭の経済的負担を軽減するため、国の保育料徴収基準より低額な村独自の保育料徴収基準を定め、保育料の軽減に努めています。	A	住民課
19	乳幼児医療の助成	乳幼児に対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費を就学前まで無料としています。	B	厚生課
20	国保妊産婦外来診療費の給付	国保に加入する被保険者である妊産婦が、外来で治療を必要とするときの医療費の自己負担分を無料とします。	A	厚生課
21	出産育児一時金の直接支払制度	国民健康保険に加入されている被保険者（世帯主）の申し出と医療機関等の契約により、医療機関が被保険者に請求する出産費用を、支払機関を通じて村が直接医療機関等に支払う（上限42万円）ことができます。これにより出産費用を支払う負担が軽減されます。	A	厚生課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

施策3 多様なニーズに合わせた保育サービスの充実

(1) 多様な保育サービスの充実

現状と課題

- 近年は女性の就労率の上昇や育児休業制度の充実などにより、出産後も保育所などを利用し就労を継続する傾向が強くなっており、保育所への入所希望が年々増加しています。
- 女性の就労意欲は今後もますます高まることが予想されることから、子育てと仕事が両立しやすい就労環境づくりが重要な課題になります。
- さらに、就労形態も多様化していることから、日曜・祝日の勤務や長時間勤務、あるいは週3回程程度の短時間勤務などの人が利用できる多様な保育サービスが求められており、通常保育と合わせて、休日保育、延長保育、一時保育などの特別保育事業の充実を図る必要があります。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
22	保育所の受入体制の充実	保育所入所児童数の推移、保育ニーズ及び今後の見通しを見極めながら、定員の弾力的な運用や保育所整備等を推進し、さらに地域の状況に合わせた定員の見直しを図ります。	A	住民課
23	延長保育事業	就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の開所時間（午前8時～午後5時）より早朝1時間早い開所を促進し、さらに夕刻の1時間の延長保育を実施し、乳幼児の福祉増進を図ります。	B	住民課
24	休日保育事業	日曜・祝日に勤務する保護者の増加といった就労形態の多様化に伴い、多様な保育サービスの需要に応えるため、休日の保育を認可保育所において実施します。	B	住民課
25	一時保育事業	保護者の断続的・短時間就労や傷病、冠婚葬祭等、又は育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の、通常の保育所では対象とならない児童に対し、認可保育所において一時的に保育サービスを行います。	A	住民課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

施策4 特別な援助を要する家庭への支援

(1) ひとり親家庭への支援

現状と課題

○現在、我が国の経済情勢は非常に厳しく、特に母子家庭の母親は就業面で不利な状況に置かれており、その生活は極めて厳しく、精神的にも経済的にも不安定な場合が多くみられます。母子家庭又は父子家庭に対する自立支援の必要性が高まっています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
26	児童扶養手当	父母の離婚、又は死亡などにより父又は母と生計を同じくしていない児童について所得を保障する給付制度であり、児童を監護する父又は母、扶養義務者に対して、児童が満18歳に到達した年度末まで支給します。	A	住民課
27	ひとり親家庭等医療給付金	18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父又は母及び児童と、父母のいない児童が満18歳に到達した年度末までの医療費を軽減し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	A	厚生課

28	遺児等援護事業	父母の離婚や死亡等により、ひとり親世帯である中学生以下の児童の養育者に、小・中学校入学祝金、中学校卒業祝金を支給し、父又は母が死亡した場合に弔慰金を支給します。また、年に1回激励品を配布して（地区の民生委員の協力）、遺児等を激励しています。	A	住民課
29	母子寡婦相談	母子家庭及び寡婦に対する総合的な相談窓口として、必要かつ適切な助言及び自立に関する情報提供を行います。	C	厚生課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

(2) 障がい・発達に遅れのある子どもへの支援

現状と課題

- 近年、障がい児・者の社会参加の促進が強く叫ばれており、障がい児・者が自立し、地域社会の一員として安定した生活を送れるよう療育・介護体制の整備を図っていく必要があります。
- そのため、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするために、保健、医療、福祉、教育等各種施策の円滑な連携により一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、保護者に対する育児相談を推進する等、家族等への支援も併せて行う必要があります。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
30	特別児童扶養手当支給事業	心身に中度以上の障がいをもつ児童を養育する者に手当を支給して、家庭にあって監護、養育されている児童を対象とした在宅福祉施策の一環として実施し、生活の安定を図ります。	A	住民課
31	障害児相談	障がいをもつ幼児、児童・生徒について、心身の発達や言葉、学習面等に関わる相談に応じます。	C	厚生課
32	障害児保育	集団保育が可能で日々通所できる心身に障がいのある児童を、健常児とともに集団保育を実施し、社会性等の健全な成長発達を促進します。	B	住民課
33	教育支援委員会	障がいの種類や程度、教育的措置を審議する総合診断会議を開催し、障がいのある幼児、児童・生徒の適正な就学を図ります。	A	教育課
34	障害児支援費制度	障がい児が必要とする居宅サービス及び施設サービスを利用者自らが選択し、事業者と契約する支援費制度の充実に努めます。	C	厚生課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

(3) 要保護児童生徒に対する支援

現状と課題

- 核家族化や都市化の進展などにより子育て環境が大きく変化し、妊娠・出産・子育ての知恵が世代間や地域で受け継がれなくなってきており、母親が孤立した状態で子育てを行っている状況です。
- そのため、親の不安や心配、悩みが解消され、責任とゆとりをもった子育てができるよう、気軽に相談できる窓口など、各種の子育て支援サービスの充実と利用の促進を図っていく必要があります。

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
35	虐待ネットワークの充実	各業務を通じて児童虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関における児童虐待情報の共有化を図り、それぞれが連携して総合的な援助ができるよう、関係機関の連携強化を図ります。	C	住民課
36	児童福祉施設での子育て相談	村内の保育所及び児童館での子育てに関する相談を受け付けます。	C	住民課
37	母子保健事業における相談支援の充実	各教室や訪問指導・健康診査・電話及び窓口相談などの場で、子育てに関する相談に応じます。	A	厚生課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

基本目標Ⅱ 次代を担う若者を育てる人づくり

施策1 心の豊かさを育むための支援

(1) 多様な体験の充実

現状と課題

- 近年の子ども達は、地域の大人や社会、自然とふれあう様々な生活体験をする機会が減少しています。
- 次代を担う子どもたちが、多くの生活体験を通し、多くの感動を味わうことは、自分の将来に夢を描くことにつながります。
- 地域には地域の産業や文化、伝統などに詳しい人がたくさんいます。体験活動の指導者に地域の人を活用することは、子ども達にとって郷土を知ることはもちろん、地域の大人とふれあう機会となります。
- また、地域の子どもは地域で育てるという機運につながり、地域の教育力の向上にもつながります。どのようにして体験活動の場に地域の人たちの参加を促していくかが今後の課題といえます。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
38	スポーツ大会の開催	親子が一同に集いスポーツを通じ、世代間の交流を深めるとともに健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、健全な心と体を育むスポーツ活動を支援します。	A	教育課
39	異世代交流事業	子どもから高齢者、障がい者がともに集い、体験と交流を通してお互いの理解を深め、思いやりやいたわりをもって人と接することを目的とした活動を支援・提供します。	A	教育課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

(2) 自立を促す機会の充実

現状と課題

- 少子化によって子どもたちが大切にされる反面、家庭では子どもの行動を抑制することで、知らず知らずのうちに成長の芽を摘み取ってしまう「過干渉」や「過保護」が見られ、子どもが「自らが考え、行動する」機会に欠ける状況に置かれています。
- 子どもたちの豊かな成長を支えるためには、学校内外で自然体験活動や社会奉仕活動、職業体験活動など、多様な体験活動の機会の充実を図り、思いやりの心や社会性などの豊かな人間性、自ら考え自ら行動できる力などを育てていくことが必要だと考えます。

○本村でも学校内外で様々な体験活動やボランティア活動が行われていますが、小・中学校では、主に総合的な活動の時間等で、ボランティアのゲストティーチャーや地域の人たちの協力を得ながら行われています。

○また、行政機関などが主催する体験活動関連事業への子どもの参加は、概して少なく、どうしたら参加が増えるかといった課題があります。そのためには、情報誌等による保護者に対する体験活動の必要性を訴えるなどの、意識啓発が大切であると考えます。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
40	子ども会活動	地域の子どもの健全育成のため、各子ども会の活動を支援します。	B	教育課
41	歴史・文化体験学習	地域の歴史・文化を学び先人が残してくれたもののすばらしさを学ぶための機会をつくります。	B	教育課
42	リーダー研修	子ども会育成連絡協議会では、子ども会活動の活発化と、健全なリーダー育成を目標として、小学校4～6年生を対象に、リーダー研修会を行っています。	B	教育課
43	ボランティア活動	誰もが住みよい福祉のむらづくりを目指し、地域社会への絆を深めるためのボランティア活動を支援します。	A	教育課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

施策2 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

(1) 心と身体の保健対策の強化と健康教育の推進

現状と課題

○思春期といわれる時期は、子どもから大人への過度期であり、身体の著しい成長に比べ精神的、社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。

○思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や、心の健康相談などの充実を図るとともに、保健、医療、福祉、教育関係者の連携を一層強化し、家庭・学校・地域における支援システムを整備することが重要です。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
44	性教育の推進	学校教育における性教育の望ましいあり方について、講義や授業を通して生徒及び教職員に研修を実施し、性教育の充実を図ります。	A	教育課

45	喫煙等防止教育の推進	喫煙、飲酒、薬物に関し正しい知識を身につけるための教育の推進を図ります。	A	教育課
----	------------	--------------------------------------	---	-----

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

(2) あかちゃん交流事業の実施

現状と課題

○近年、核家族の増加や地域社会における人間関係の希薄化などにより、身近に子育て中の親を見たり、直接乳幼児にふれる経験がないまま大人になる子どもたちが増えていきます。

○思春期の子どもたちに対し、生命の尊さを伝えることが必要とされています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
46	あかちゃん交流事業	中学生の幼児とのふれあい体験、妊婦体験等を実施します。	A	厚生課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

(3) 食育の推進

現状と課題

○思春期では、家庭における食に関する教育力の低下により、朝食の欠食など不規則な食習慣や過剰なダイエットなど、子どもの食生活に関する問題も指摘されています。

○これらの問題は、生活習慣病の発症など本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、次世代を生み育てることへの悪影響も心配されています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
47	食に関する授業	学校職員による専門的立場での授業であり、これによって、児童生徒に食に関する知識を教えるだけではなく、正しい食事のあり方と望ましい食習慣を身につけさせることを目指しています。	E	教育課
48	食生活改善推進員会活動	良い食習慣（朝食のすすめや薄味でのおいしい食事、バランスの良い食事）などを定着させるための、講習会の開催や食育について伝えています。	A	厚生課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

施策3 放課後における児童の健全な育成

(1) 就学児童の居場所づくり

現状と課題

- 子どもたちの遊び場の不足や女性の就労の増加により、子どもを取り巻く環境が時代とともに大きく変化しています。さらに少子化等の進展により子ども同士が地域で遊ぶ機会が少なくなってきました。
- こうした中、放課後に子どもたちが年齢の異なる友達と遊び、また、その遊びを通じて仲間づくりができるようにするためには、放課後における児童の健全な育成の推進がますます必要になってきています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
49	児童館	すべての児童に対して、適切な遊びや異年齢との交流・生活の場を提供し、集団的、個別的な指導を行い健全育成を図っていきます。	A	住民課
50	放課後児童健全育成事業	就労等の理由により、放課後家庭において保育のできない小学生を対象として、放課後児童クラブを実施し、児童の健全育成を図ります。	A	住民課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

基本目標Ⅲ 家族がみんなが安心して暮らせるまちづくり

施策1 子どもの安心・安全を確保

(1) 事故から守るための活動の推進

現状と課題

○子どもの安全を守るには、これから交通社会に参加する子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育に力を入れるとともに、家庭における交通安全教育のアドバイスを行うなど、交通安全意識の高揚及びマナーの向上を図る必要があります。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
51	交通安全教室	子どもが正しい交通安全意識を身につけるために、保育所、小中学校で成長に合わせた段階的、かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教室を実施します。	E	総務課
52	家庭内事故防止対策	家庭内で発生しやすい事故を防止するため、各乳幼児健診時に「家庭内事故防止パンフレット（我が家の安心ガイドブック）」を配布し、事故の防止を促します。	E	総務課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

(2) 防犯対策への支援

現状と課題

○子どもが被害に遭う事件が多くなっており、社会あるいは地域全体で、子どもを犯罪等から守っていくことが必要です。そのため、地域や防犯ボランティアによる自主防犯活動の活性化を図るとともに、子どもや保護者は自主防犯対策を身につけることが求められています。

○このようなことから、子どもを犯罪等の被害から守るための防犯設備や体制の充実を図るとともに、自主防犯活動に必要な情報等を、広範囲に提供していくことが必要です。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
53	情報提供	村内又は近隣市町村でおこった、子どもが被害者となる犯罪の情報は、広報等により情報提供します。	B	教育課

54	防犯教室	子ども自身が防犯意識をもち、いざという時に自分自身で身を守ることができるようにするため、警察や学校等の関係機関が連携を図り、子どもを対象とした参加・体験・実践型の防犯教室を実施します。	C	教育課
55	青色防犯灯の設置	部落間の村道に設置されている防犯灯を、球切れ交換や新設時に青色化を実施し、犯罪抑止効果を高めます。	A	総務課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

(3) 安全な道路環境の整備

現状と課題

○子どもを含めた誰でも、安全で安心な道路空間を確保するため、危険箇所の調査、地域住民の意見等を総合的に検討し、計画的な整備に努めます。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	後期評価	担当課
56	道路整備	道路の新設、拡幅、歩道新設、また、既存道路施設の維持管理を徹底し、車道及び歩道の安全確保に努めます。	B	建設課
57	除排雪	歩行空間が狭くなる冬期間は、車道部の除排雪とともに、歩道除雪により通学児童の安全確保に努めます。	B	建設課
58	街灯整備	計画的に街灯の整備を進めるとともに、集落が管理する街灯の維持管理費を助成し、夜間でも明るい、安全で安心して通行できる環境づくりに努めます。	B	総務課

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず



第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本村に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場でともに協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取り組み（役割）と村全域での取り組み（役割）が互いに補完し合いながら、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により進められるよう、子ども・子育て支援施策に係る取り組みを効果的に推進します。

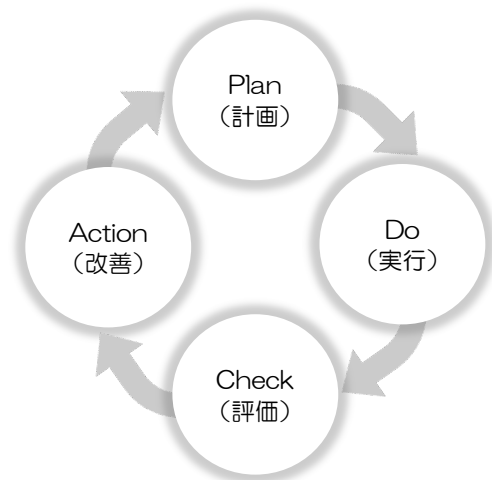
2 関連機関や民間企業との連携

計画推進にあたっては、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

3 計画の進行管理及び計画の点検・評価

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。

毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。





資料編

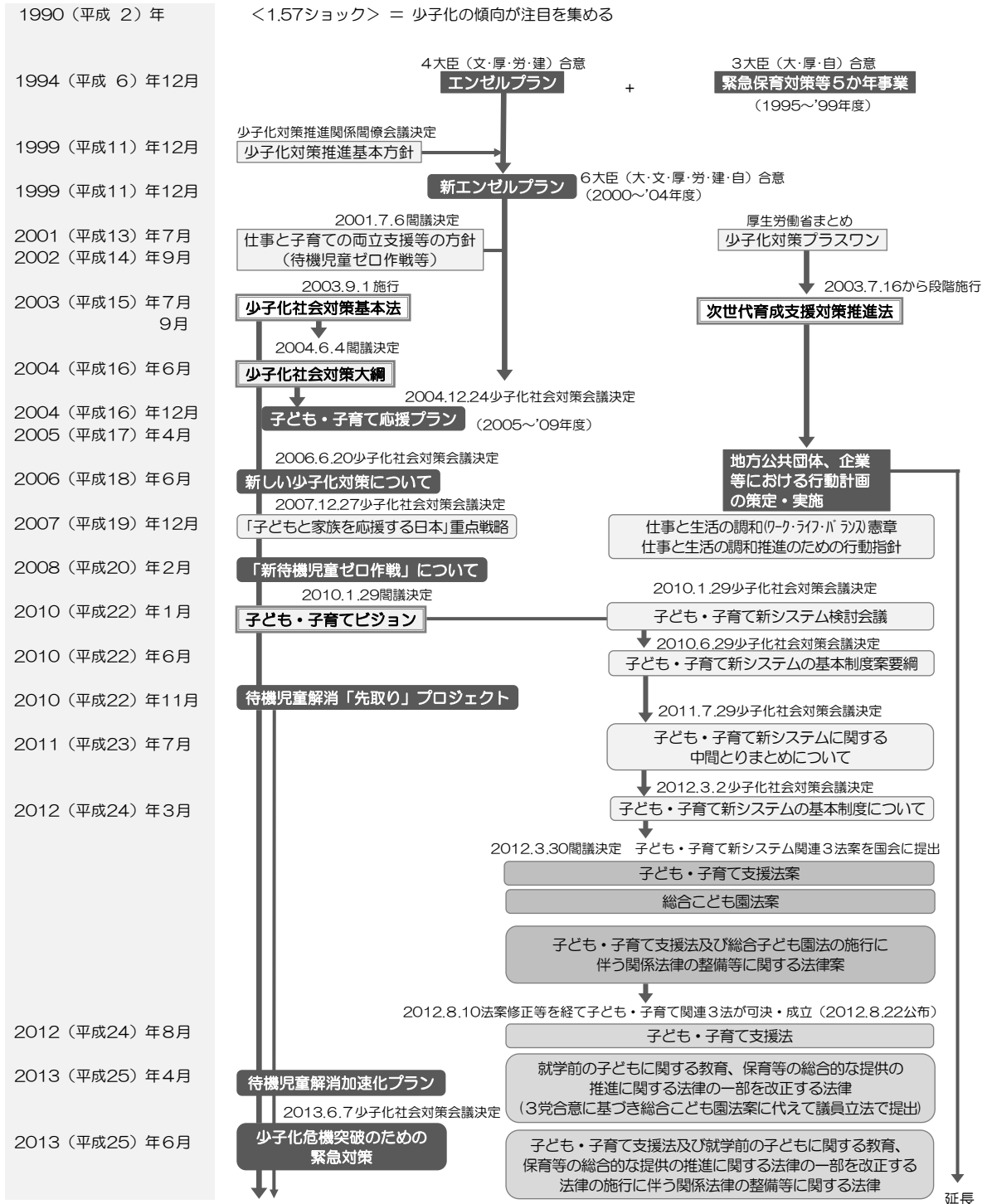
資料編

1 国における少子化対策の経緯

国がこれまで実施してきた経緯は下図のとおりですが、効果はあったものの少子化傾向にまだ歯止めがかからないために、子ども・子育て新システム関連3法が誕生しました。

図7.1 国における少子化対策の経緯

<1.57ショック> = 少子化の傾向が注目を集める



資料：内閣府発行「平成26年版少子化社会対策白書」より

2 新たな子育て支援制度の検討の背景

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいます。子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望を叶えられない人も多いのが現状です。もとより、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

(1) 新制度の主なポイント

■ 保育の量的拡大・確保

認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設があげられます。

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育園に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとされています。

また、新たな給付である「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもの保育する「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとされました。

こうした多様な保育を財政支援の対象とする「地域型保育給付」を創設することにより、特に待機児童が多く、施設を新設する場所を確保することが困難な都市部における保育の量の拡大と、子どもの数が減少傾向にあり施設の維持が困難である地域や、施設までの距離が遠いなど利用が困難な地域における保育の確保が可能となります。

さらに新制度では、給付の創設に併せて、従来の保育園などの認可制度の改善を行い、客観的な認可基準に適合し、必要な条件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き、原則として認可するという透明性の高い認可の仕組みとすることで、特に大都市部での保育需要の増大に機動的に対応することとされています。市町村は、認可施設・事業に対し、施設等の利用定員を定めるなどの「確認」を行い、給付を実施することとなります。

■ 認定こども園制度の改善

今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図ることとされています。

また、財政措置についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」「保育園型」「地方裁

量型」を含む4類型すべてが「施設型給付」の対象となります。

■ 地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、すべての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされています。

(2) 子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、内閣府に「子ども・子育て会議」を平成25年4月に設置し、子ども・子育て支援の意義や事業計画の記載事項等について定める「基本指針」及び各種の基準等について、順次検討を行っています。

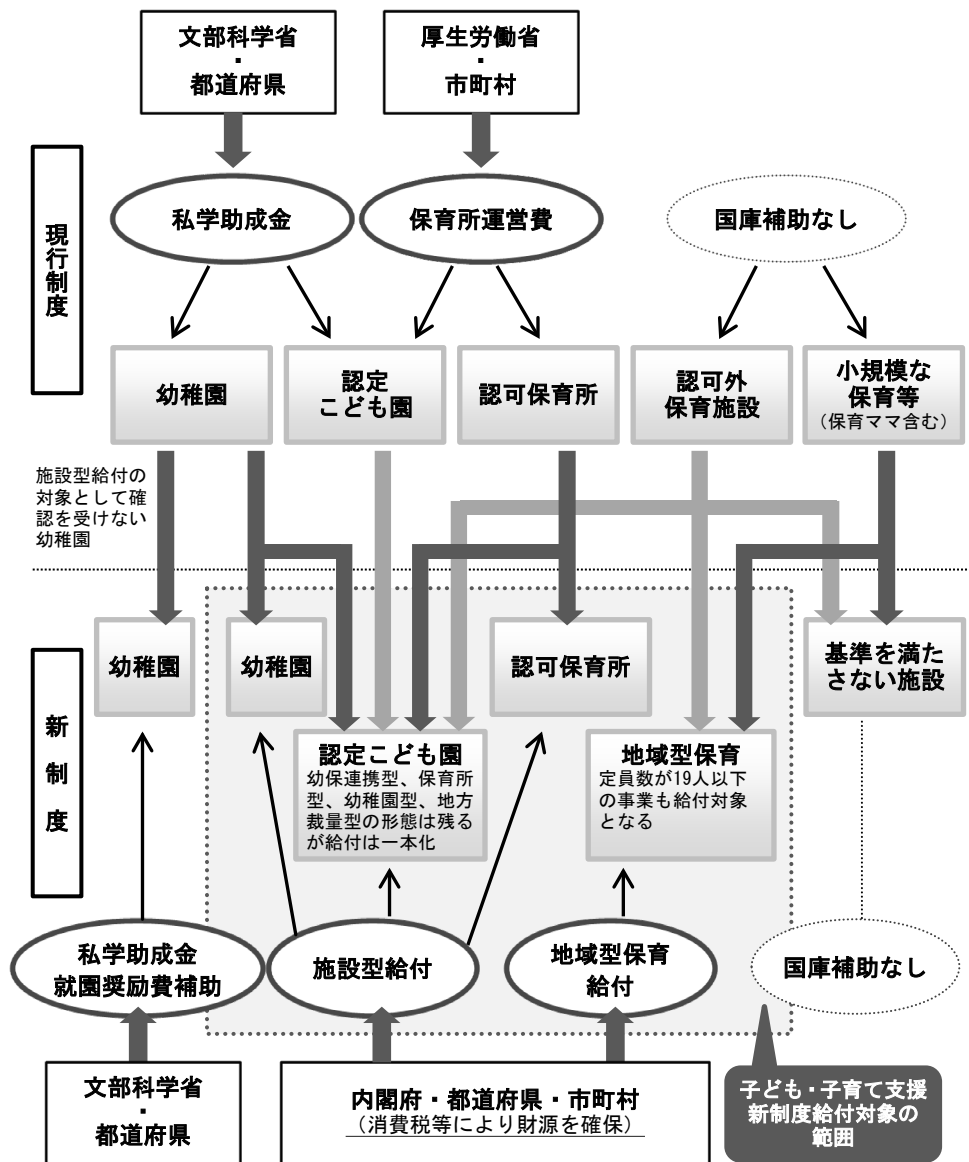
また、市町村、都道府県においても、新制度の実施に関し調査審議等を行うための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされています。

(3) 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」「認定こども園の普及」「地域子ども・子育て支援の強化」です。

図7.2 現行制度から新制度への移行



資料：国子ども・子育て会議資料

3 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1) 子どものための教育・保育給付

■ 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」の教育・保育施設です。市町村が各施設等に対して施設型給付費を支給することになります（法定代理受領）。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

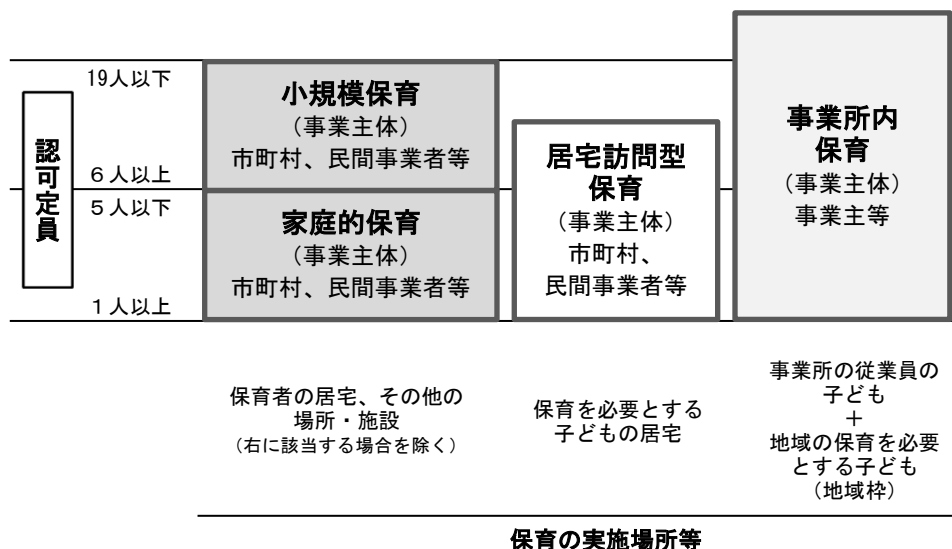
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■ 地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図7.3 地域型保育事業の構成

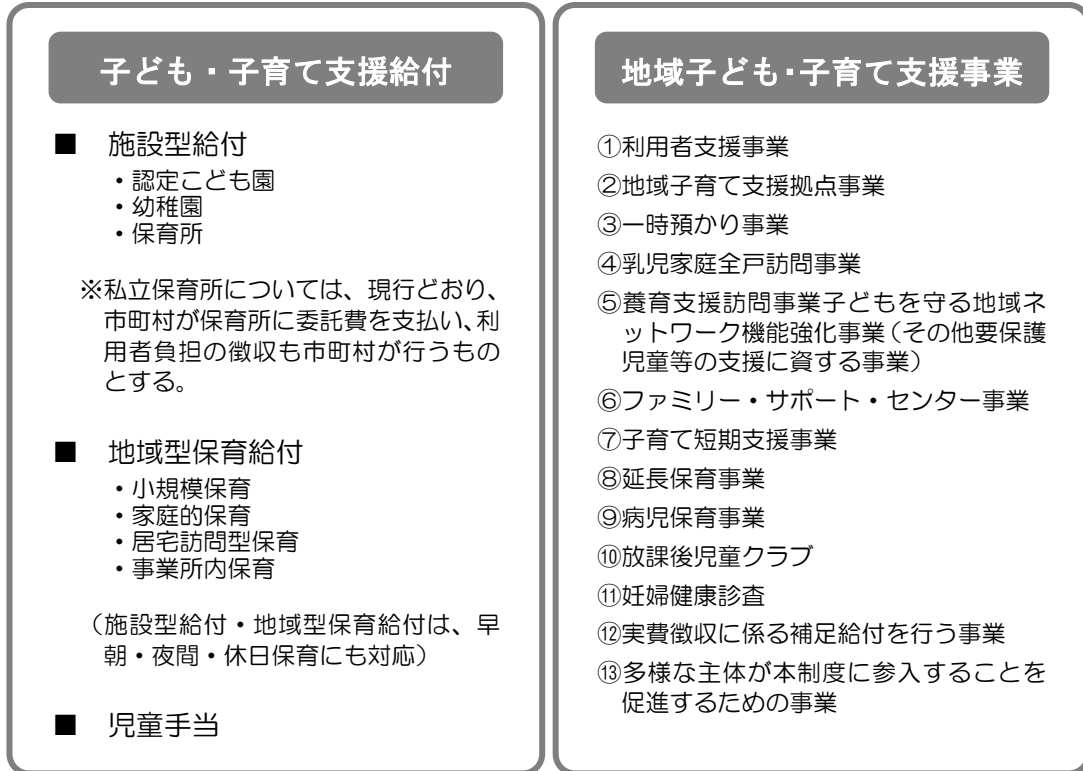


資料：国子ども・子育て会議資料

(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。この事業は子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となります。

図7.4 新制度における事業の体系



(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

■ 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 地域型保育

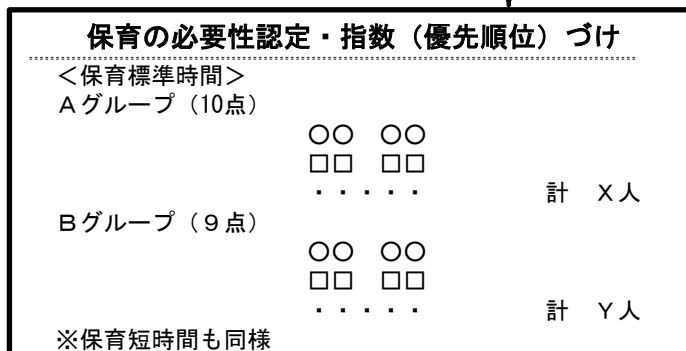
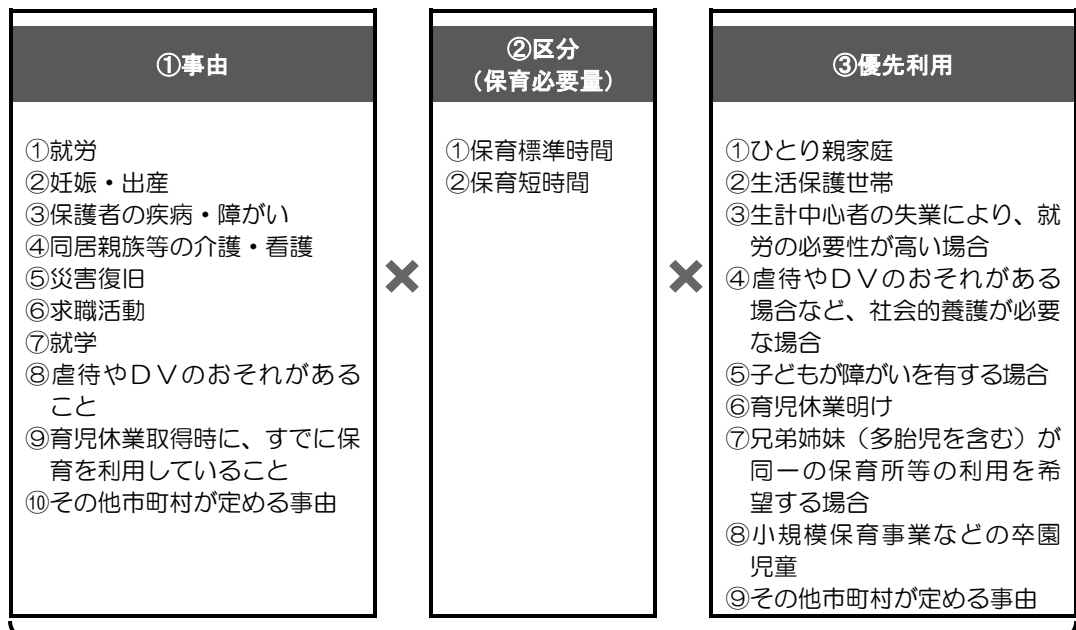
■ 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして田舎館村が定める事由
区分*	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（現行の11時間の開所時間に相当） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（田舎館村では、下限時間を48時間以上と設定）
優先利用	○ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

*区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

図7.5 保育の必要性の認定



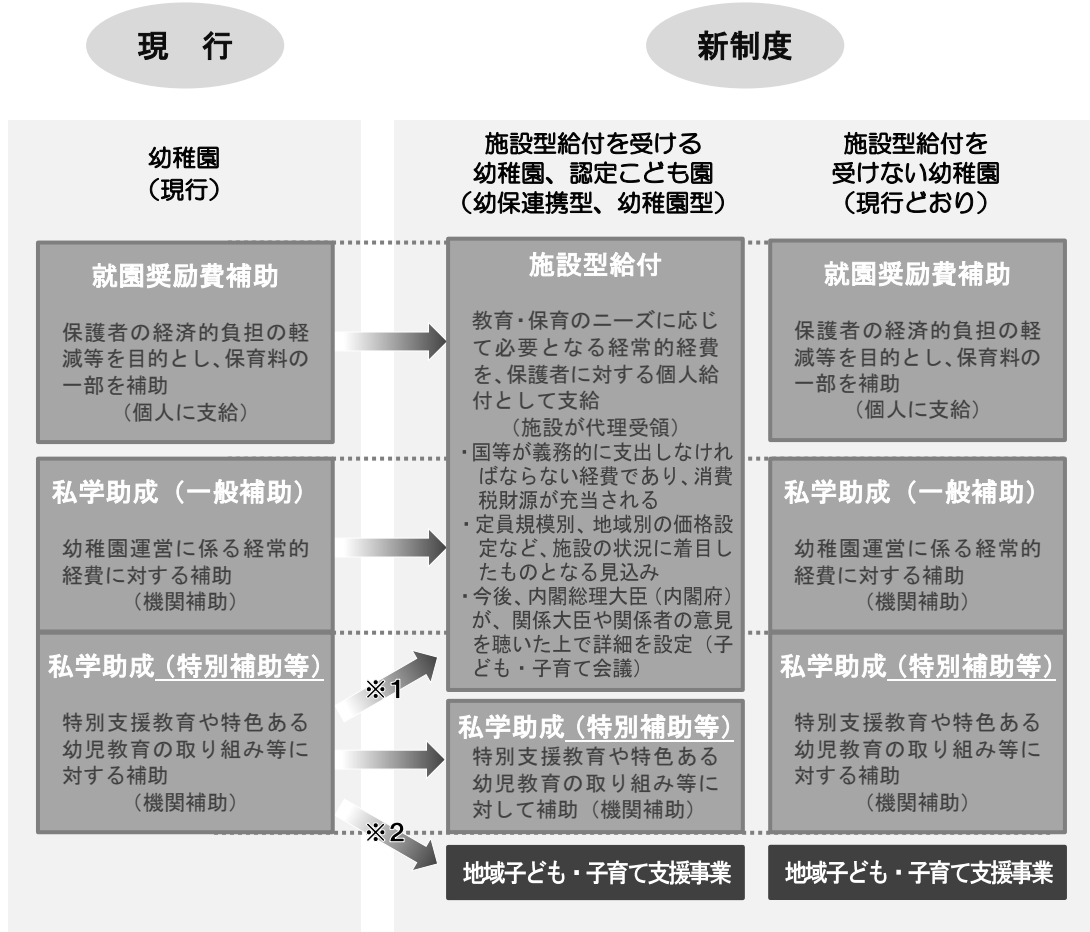
資料：内閣府、第11回子ども・子育て会議配布資料「保育の必要性の認定について」対応方針案

4 新制度における公費の仕組み

(1) 幼稚園に対する公費の仕組み

新制度では、幼稚園に対する私学助成（特別補助等）が下記のように変更されます。

図7.6 新制度における公費の仕組みの変更イメージ（幼稚園）



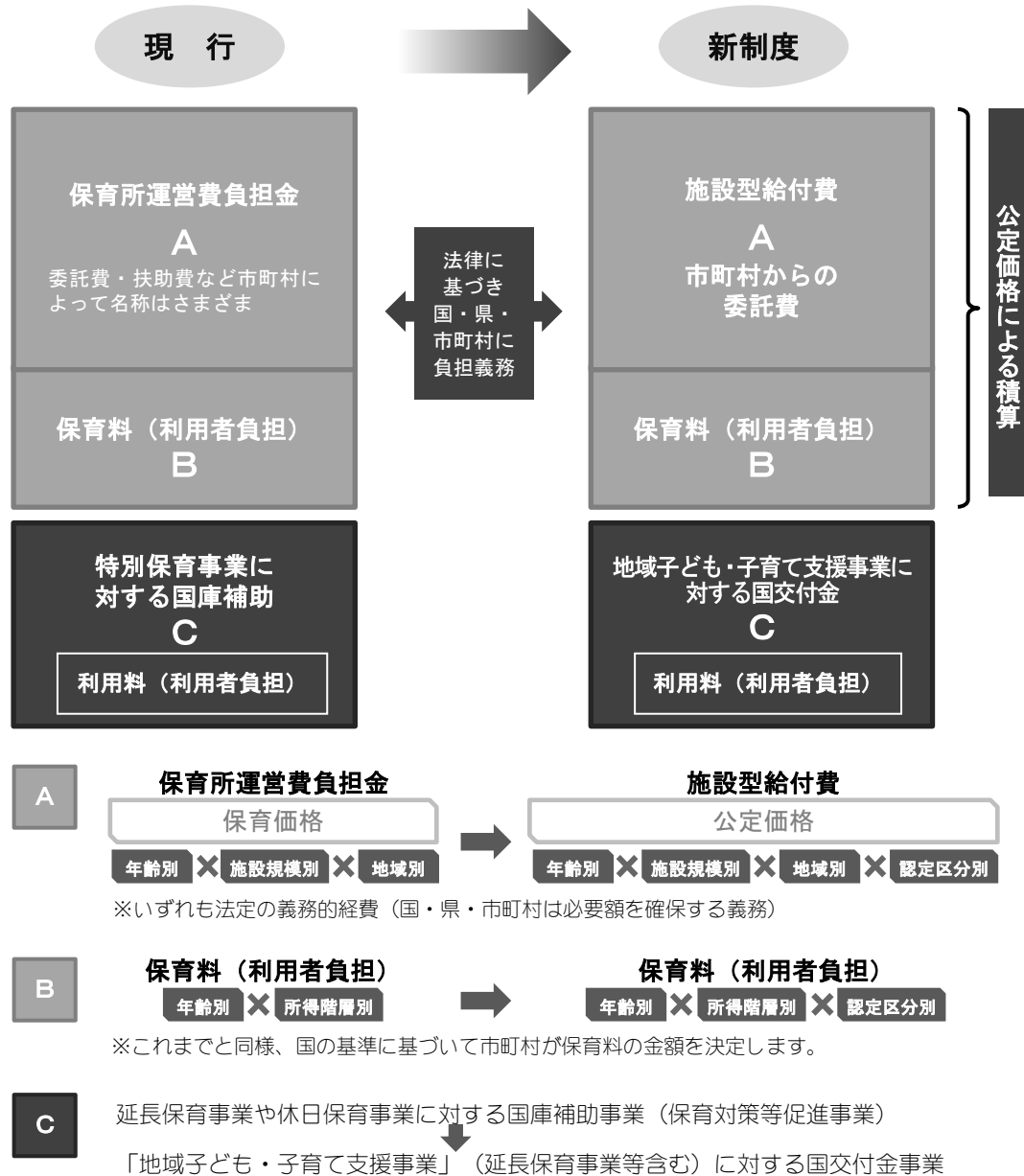
※1 現行制度において「預かり保育」は私学助成(特別補助)を受けて実施していますが、新制度では、認定こども園が市町村から「保育の必要性」の認定を受けた子どもを保育する場合については、標準的な教育時間を超える保育時間の経費を含む施設型給付を受けることができます。

※2 現行制度において私学助成(特別補助)を受けて実施している事業の一部は、市町村の委託を受けて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に移行します。

(2) 保育所に対する公費の仕組み

新制度では、保育所に対する公費の名称は変更されますが、従来と同じ仕組みとなっています。

図7.7 新制度における公費の仕組みの変更イメージ（保育所）



(3) 施設型給付の算定方法

施設型給付は以下の式で算定されます。

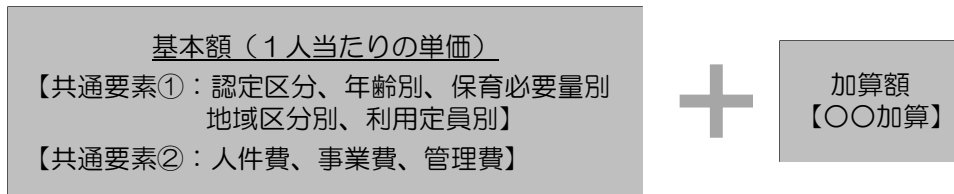
$$\text{公定価格} - \text{保育料} = \text{施設型給付費}$$

施設型給付費（市町村から）、定められた保育料（園児の保護者から）のほかに、保護者から教材費等の実費徴収や教育・保育の質の向上に必要な費用を上乗せし、園の収入とすることができます。

◆ 公定価格

公定価格は、1号・2号・3号の認定区分、保育必要量、施設の所在地等を踏まえて、施設運営に必要となる費用を勘案した上で、国が定める基準によって最終的に算定されます。また、施設運営に必要な費用の勘案にあたっては、施設毎の職員配置基準などを踏まえた人件費・事業費・管理費、といった運営コストも考慮されます。

図7.8 公定価格に関するイメージ図



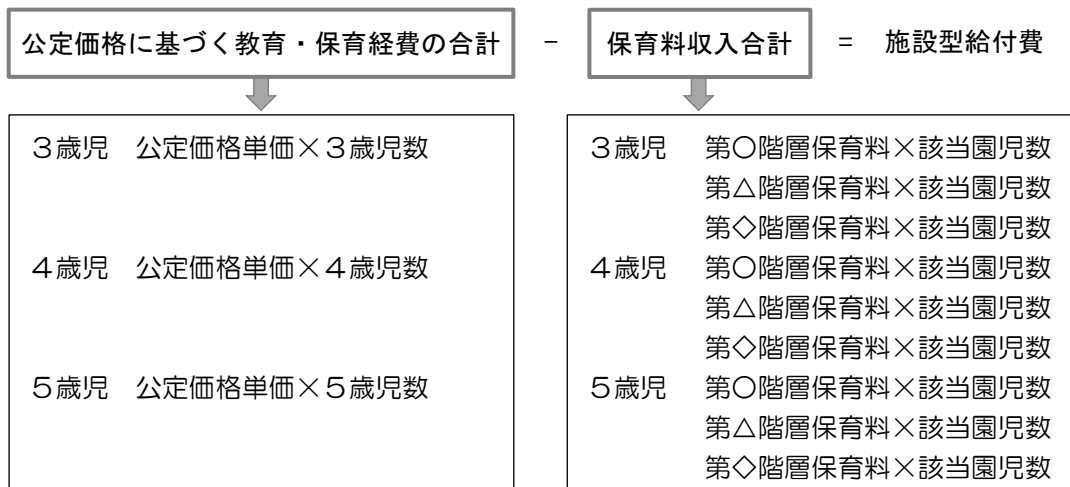
◆ 保育料(利用者負担)

新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、市町村が設定します。

◆ 施設型給付費

○利用者の在住市町村に請求し、在住市町村から園に支払われます。（毎月支払い）

図7.9 施設型給付費の算定イメージ(施設型給付対象の幼稚園の場合)



※園児数は当該月の初日現在在籍児童数、園の規模・所在地に応じた単価表で計算

5 子ども・子育て会議

(1) 田舎館村子ども・子育て会議条例

平成二十五年十二月二十五日
条例第三十号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、田舎館村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(掌握事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- 一 子どもの保護者
- 二 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 三 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- 四 その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

(2) 田舎館村子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成26年1月1日から平成27年3月31日まで

区 分	氏 名	所属・役職名
子どもの保護者	村 上 陽 子	畑中保育所父母代表
	福 士 正 芳	光田寺保育園父母代表
	浅 利 守	田舎館小学校PTA会長
子育て支援に関する 事業に従事する者	今 和 香 子	田舎館小学校教頭 任期（残任期間）平成26年4月1日～
	小 野 一 治	田舎館保育園園長代理
	鈴 木 礼 子	川部西ヶ丘保育園保育士
学識経験者	小 山 照 男	田舎館村社会福祉協議会副会長
	品 川 才 太 郎	田舎館村児童福祉審議会会長
	工 藤 泰 子	田舎館村民生委員児童委員協議会会長
	白 澤 敦 子	田舎館村主任児童委員

(3) 会議の開催日と審議内容

■平成25年度

第1回 平成26年1月30日（木） 午後1時30分～

田舎館村役場3階「リハーサル室」

- (1) 子ども・子育て支援新制度について
- (2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査について
- (3) その他

第2回 平成26年3月25日（火） 午後1時30分～

田舎館村役場3階「第1、2委員会室」

- (1) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査について
- (2) 子ども・子育て支援事業計画について
- (3) その他

■平成26年度

第1回 平成26年6月26日（木） 午後1時～

田舎館村役場3階「第1、2委員会室」

- (1) 保育施設視察
(畑中保育所、田舎館保育園、光田寺保育園、川部西ヶ丘保育園)
- (2) 調査結果からのニーズ量推計値と実績値との乖離値について
- (3) 田舎館村子ども・子育て支援事業計画の設計案について
- (4) 今後の計画策定スケジュールについて
- (5) その他

第2回 平成27年1月21日（水） 午後1時30分～

田舎館村役場3階「リハーサル室」

- (1) 田舎館村子ども・子育て支援事業計画案の審議について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) その他

田舎館村 子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行者 田舎館村 住民課

住 所 〒038-1113

青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123番地1

TEL 0172-58-2111 (代表) FAX 0172-58-4751

